

厚木飛行場周辺において防音建具機能復旧工事を希望される皆様へ

防音工事で設置した防音建具の機能復旧工事における「住宅防音工事希望届」の受付対象年次の緩和について

厚木飛行場周辺における防音建具（防音サッシ及び防音ドア）の機能復旧工事につきまして、平成31年4月10日（水）から「住宅防音工事希望届」（以下、「希望届」という。）の受付対象となる住宅の防音工事完了年月日が以下のとおり緩和されます。

【緩和前】

受付日	区分	希望届受付対象住宅
平成31年4月9日まで	85WECPNL 以上	昭和62年3月31日までに防音工事が完了した住宅
	80～85WECPNL	昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅
	75～80WECPNL	昭和60年3月31日までに防音工事が完了した住宅

【緩和後】

受付日	区分	希望届受付対象住宅
平成31年4月10日以降	85WECPNL 以上	<u>平成 4年3月31日までに防音工事が完了した住宅</u>
	80～85WECPNL	<u>昭和63年3月31日までに防音工事が完了した住宅</u>
	75～80WECPNL	<u>昭和61年3月31日までに防音工事が完了した住宅</u>

上記の対象年次の緩和により、新たに受付対象となる方で防音建具機能復旧工事を希望される方は、次の点に注意して、「希望届」の提出をお願いいたします。

今回、新たに「希望届」の受付対象となる住宅については、

- ① 「希望届」※の受付を平成31年4月10日（水）から開始しますので、南関東防衛局住宅防音第2課に郵送等により提出して下さい。なお、この日より前に当局に「希望届」を提出されても受付いたしませんのでご注意ください。
- ② 「希望届」の提出に際し、防音建具機能復旧工事の対象住宅であるか否か（住宅防音工事完了年月日等）を確認してください。
- ③ 提出された「希望届」について、内容を審査し、受け付けられない場合は、理由等を記載のうえ返却又は廃棄いたします。
- ④ 交付申込書については、騒音の区分及び防音工事の完了年月日を考慮し、配付することといたします。
- ⑤ 上記受付対象の場合であっても補助の対象とならないことがありますので、詳しくは問い合わせ先までお尋ね下さい。

※ 「希望届」は、当局及び座間防衛事務所（大和市鶴間1-13-2、Tel046-261-4332）で配布しているほか、当局のホームページ（https://www.mod.go.jp/rdb/s-kanto/20_Second_level/03_bout/03_peripheral/jyutakubouon/jyutakubouonn001.html）からもダウンロードできます。

【住宅防音工事希望届の提出、問い合わせ先】

〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57横浜第2合同庁舎

南関東防衛局 企画部 住宅防音第2課

Tel 045-211-7113